

日本アマチュア野球規則委員会によるアマチュア野球審判員のための  
インストラクターの育成および派遣実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本アマチュア野球規則委員会によるアマチュア野球審判員のためのインストラクターの育成および派遣(以下「インストラクター制度」という。)に関し、必要な事項を定める。

(インストラクター制度の目的)

第2条 インストラクター制度の目的は、次のとおりとする。

- (1) アマチュア野球審判員の横断的指導体制を構築すること。
- (2) 審判員講習会の講師となる人材の質的・量的充実および確保を図ること。
- (3) アマチュア野球審判員の技術のレベルアップを図ること。

(インストラクター)

第3条 インストラクターは次の者とし、日本アマチュア野球規則委員会が任命する。

- (1) 日本アマチュア野球規則委員会規則部会委員
- (2) 財団法人日本野球連盟規則・審判委員会委員及び規則・審判地域部会長
- (3) 公益財団法人全日本大学野球連盟審判部会委員
- (4) 公益財団法人日本高等学校野球連盟審判規則委員会委員
- (5) 公益財団法人全日本軟式野球連盟技術委員

(インストラクター研修会)

第4条 インストラクターの指導方法の高度化等を図るため、インストラクターの研修会を実施する。

2 研修会は、原則として隔年で実施する。

3 研修会の開催日および開催場所等は、日本アマチュア野球規則委員会委員長が第3条の委員等の代表者と調整し、これを決定する。

(インストラクター研修会の経費)

第5条 前条のインストラクター研修会の開催に必要な費用のうち、インストラクターの旅費(宿泊にかかる費用を除く)については、インストラクターの所属する連盟がその連盟の規約等に基づき負担する。

2 第1項を除く費用は、日本アマチュア野球規則委員会が負担する。ただし、インストラクターの宿泊にかかる費用をインストラクターの所属する連盟が負担することもできる。

(インストラクターを派遣する審判員講習会)

第6条 インストラクターを派遣する審判員講習会は、都道府県単位以上の審判員講習会とする。ただし、財団法人全日本大学野球連盟に加盟する連盟については、各連盟単位以上の審判員講習会とする。

2 第1項の審判員講習会の受講者数は、原則として40人以下とする。

(研修会および講習会の教材)

第7条 第4条のインストラクター研修会および第6条の審判員講習会の教材は、次のとおりとする。

- (1) 審判メカニクスハンドブック（全日本野球会議審判技術委員会発行）
- (2) 審判員講習会マニュアル（日本アマチュア野球規則委員会編）
- (3) キャンプゲームマニュアル（日本アマチュア野球規則委員会編）  
（インストラクターの派遣申請）

第8条 インストラクターの派遣を希望する者は、その者が実施する審判員講習会の開催日の2か月前までに、インストラクター派遣申請書（別紙様式第1号）を、日本アマチュア野球規則委員会委員長に提出する。

（インストラクターの派遣）

第9条 第8条の申請に基づき、日本アマチュア野球規則委員会委員長が、派遣するインストラクターを決定する。

2 派遣するインストラクターの人数は、原則として2人とする。

（審判員講習会の経費）

第10条 第6条の審判員講習会の開催に必要な全ての費用は、その講習会を開催する者が負担する。

2 第1項の費用のうち、派遣されるインストラクターの旅費は、最も経済的、かつ、合理的な経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、インストラクターの派遣上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

3 第2項の旅費の項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 鉄道費 鉄道旅行について、路程に応じた普通料金、急行料金、特急料金（新幹線を含む）並びに座席指定料金とする。なお、グリーン料金は対象としない。
- (2) 航空賃 航空旅行について、路程に応じた旅客運賃とする。
- (3) 車賃 陸路（鉄道を除く）旅行について、路程に応じた実費額とする。
- (4) 日当 旅行中の日数に応じ1日当たり10,000円とする。
- (5) 宿泊料 旅行中の夜数に応じ1夜当たりの実費額とする。

（インストラクター制度の広報）

第11条 インストラクター制度を周知するために、日本アマチュア野球規則委員会の事務局である財団法人日本野球連盟が、そのホームページにこの実施要領を掲載する。

（実施要領の変更）

第12条 この実施要領を変更する場合は、第3条第1項各号の委員等の代表者が協議を行い、日本アマチュア野球規則委員会の承認を得るものとする。

## 附 則

この要領は、平成23年12月19日より施行する。